

# 令和 7 年度 第 8 回香取市農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 月 7 日

11月7日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

日程第1 議案第1号 農地法第3条（委員会）

日程第2 議案第2号 農地法第5条（知事）

日程第3 議案第3号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見

日程第4 報告第1号 農地法第18条（通知）

日程第5 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

日程第6 報告第3号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	天	野	一	雄	2番	林		勇
3番	鎌	形		力	4番	相	馬	孝
5番	高	橋		透	6番	成	毛	和
7番	芹	川		幹	8番	栗	山	雅
9番	山	田	宏	一	10番	平	川	幸
11番	高	松	多	可 史	13番	飯	森	子
14番	寺	島	美	幸	15番	海	老 澤	
16番	菅	谷	樹	雄	17番	鶴	澤	幹
18番	林		藤	江	19番	伊	藤	司

1. 欠席委員 1名

12番 片 野 壽 夫

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	鶴	田	静	子
農地班長	佐	々	木	卓	也	副	主	幹	光
主	査	菅	谷	和	美	林			夫

開会 午後 3時00分

議 長 それでは、まず本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は18名で、欠席委員は12番の片野壽夫委員です。

したがいまして、本日の総会は成立をしております。

---

◎開 会

議 長 ただいまから令和7年度第8回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしくお願ひいたします。

---

◎議事録署名委員の選任

議 長 まず最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員として、8番 栗山雅幸委員、10番 平川君子委員の2名を指名いたします。

---

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第6 報告第3号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

---

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは1ページから8ページで、整理番号は1番から21番になります。

整理番号1番は、譲渡人が農業経営廃止のため、売買により所有権を移転するものです。

整理番号2番は、譲渡人が農業経営規模縮小のため、売買により所有権を移転するものです。

続きまして、2ページになります。

整理番号3番になります。譲受人が農業経営規模拡大のため、売買により所有権の移転を受けるものです。

整理番号4番及び5番は譲受人が同一人であり、自作地に近く耕作利便のため、売買により所有権の移転を受けるものです。

続きまして、3ページになります。

整理番号6番及び8番は、譲渡人が農業経営廃止のため、贈与により所有権を移転するものです。

整理番号7番は、譲渡人が農業経営廃止のため、売買により所有権を移転するものです。

続きまして、4ページになります。

整理番号9番になります。譲受人が農業経営規模拡大のため、売買により所有権の移転を受けるものです。

整理番号10番及び11番は譲受人が同一人であり、自作地に近く耕作利便のため、売買により所有権の移転を受けるものです。

5ページになります。

整理番号12番は、譲受人である子が新規就農のため、親子間で使用貸借権を設定するものです。

6ページの整理番号13番及び14番は、お互いの自作地に近く、耕作利便を考慮し、農地の交換を行うものです。

整理番号15番になります。譲受人が農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。

7ページ、整理番号16番は、譲受人が自作地に近く耕作利便のため、売買により所有権移転を受けるものでございます。

整理番号17番は、譲受人が新規就農のため、売買により所有権の移転を受けるものです。

整理番号18番及び8ページ整理番号19番、20番は、〇〇〇〇〇〇〇である譲受人が農業生産を行うため、売買により所有権の移転を受けるものです。

整理番号21番は、譲受人である〇〇が経営規模の拡大を図るため、賃貸借権の設定をするものでございます。

以上、21件になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長、飯森 孝委員。

13番飯森委員 議案第1号、去る10月24日金曜日、午後3時半より市役所301会議室において第2班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は21件あります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、1番 天野一雄委員。

1番天野委員 整理番号1番について現地調査を行った結果を説明いたします。なお、推進委員の菅佐原さんとは電話連絡で説明しております。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、農業経営廃止のため農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

のことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、報告を終わります。

議 長 次に、整理番号2番について、3番 鎌形 力委員。

3番鎌形委員 それでは、整理番号2番について、鈴木推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、農業経営の規模縮小のため農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

のことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断します。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番から6番について、4番 相馬孝臣委員。

4番相馬委員 整理番号3番について、宮負推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、相続して取得したが耕作ができないため農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は通年にわたり大根、トウモロコシを栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

なお、当譲受人については〇〇〇〇において既に12.8ヘクタールにおける営農活動をしており、今後も農地の規模拡大を図っていく意向です。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続いて、整理番号4番及び5番について、宮負推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号4番、5番については譲受人が同一人であるため、一括して説明します。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、農業経営廃止のため農地を処分したい譲渡人とそれぞれ売買による所有権移転の協議が調ったものです。

のことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続いて、整理番号6番について、宮負推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、このたび譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は譲受人の耕作地から近く、耕作に便利なことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号7番、8番について、5番 高橋透委員。

5番高橋委員 整理番号7番について、細根推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続いて、整理番号8番について、こちらも細根推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、このたび譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は譲受人の耕作地から近く耕作利便なことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号9番から11番について、7番 芹川 幹委員。

7番芹川委員 整理番号9番について、東推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、梨農家を経営している譲受人が、梨の病気が発生した場合に備え、現在の梨園と離れた場所でも梨をつくりたいと考え、農業経営の規模拡大のため、耕作に利便な農地を取得したい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

なお、当該譲受人からは、昨年〇月に今回の申請地の隣接農地において、本件とは別の所有者との売買による所有権移転の申請書が提出されており、同年〇月農業委員会総会において審議された結果、売買による所有権移転の許可が決定されました。

なお、取得農地の現況を確認したところ、実際に梨の木の植栽が行われております。

このことから、今回の申請地においても、前回と同様に梨の木の植栽が目的であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断します。

以上、調査報告を終わります。

整理番号10番及び11番について、今泉推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

なお、整理番号10番及び11番については譲受人が同一人であるため、一括して説明します。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、農業経営廃止のため農地を処分したい譲渡人との、それぞれ売買による所有権移転の協議が調ったものです。

のことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断します。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号12番から14番について、9番 山田宏一委員。

9番山田委員 12番について現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、子の新規就農に当たり、父親が所有する農地に使用貸借権の設定を行うものです。

申請地では、水稻を栽培することから、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

以上、報告を終わります。

次に、13番及び14番、これは農地の交換ですね。13番及び14番について現地調査を行った結果を説明いたします。

なお、13番及び14番については農地の交換により関連がありますので、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人と譲渡人の双方がそれぞれ耕作の利便性の向上により、農業経営の合理化が図られることから、交換による所有権移転の協議が調ったものです。

交換する農地はいずれも作付良好な農地であり、農地の交換後も良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断します。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号15番、16番について、11番 高松多可史委員のところでございま  
すが、喉の調子が悪いということなので、事務局で代読をお願いします。

事務局副主幹 整理番号15番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号16番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、遠方に居住しており耕作ができないため農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございました。

次に、整理番号17番について、14番 寺島美幸委員。

14番寺島委員 整理番号17番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に新規参入をするため、高齢により耕作ができないため農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

はじめに、このたびの申請目的ですが、当該譲受人の年齢は〇歳であり、現在は〇〇〇歳であります。〇〇が営農の経験があることから香取農業事務所の指導及び指示を仰ぎながら、香取市内の農地を取得して〇〇〇人で協力して営農に尽力していきたいとの事由からこのたびの申請に至りました。

次に、通作時間についてですが、譲受人の自宅から申請地までの時間は約〇分のことから、営農可能な通作範囲内と思われます。

次に、農機具等についてですが、このたびの新規営農に当たり、国の金融公庫による借り入れを計画しており、当該農地の横に所有者から買い取った〇〇があることから、その中に農機具を入れて厳重に管理することです。

次に、当該申請書に添付されている農業経営実施計画書の記入については事前に香取農業事務所の指導を受けております。

申請地においては、有機栽培による大根、キャベツ、タマネギなど複数の露地野菜の作付及び収穫をする計画であります。

なお、野菜の品質管理及び売却準備等についてはその都度香取農業事務所の営農指導を受けながら、今後において香取市内にて農地及び販路の規模拡大を図っていく計画であります。

については、農業経営の実施計画書の内容においても適正であると判断されることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号18番から21番について、17番 鵜澤幹司委員。

17番 鵜澤委員 整理番号18番、19番並びに20番について、現地調査等を行った結果を説明します。なお、高橋推進委員には電話にてお話ししてございます。

なお、整理番号18番、19番並びに20番については、譲受人が同一人であるため、一括して説明いたします。

この申請は、〇〇〇〇〇〇である当該譲受人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇における農業生産を行うため、当該譲受人が運営する〇〇から近く利便性のよい農地を売買にて譲り受けたい意向があり、各譲渡人とそれぞれ売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地については、通年にわたりサツマイモを栽培する計画であり、耕作に関わる〇〇についても〇〇〇〇〇が複数名配属されており、また、農機具、作業場並びに倉庫についても当該〇〇がそれぞれ近隣地にて所有しております。

取得要件については、〇〇〇〇〇〇が業務の運営に必要な施設の用に供するために農地の権利を取得する場合においては、農地法施行令第2条第1項第1号ハの規定による権利移動の不許可の例外として、〇〇〇〇〇〇が農地を取得することができます。

については、農地の取得要件を満たしており、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思料されることから、本件においては農地法の特例による許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号21番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、〇〇〇〇〇〇において既に〇〇〇〇〇〇〇〇〇として農業経営をしている当該譲受人が、このたび当該〇〇〇〇〇〇〇〇〇が香取市内に所有する申請農地について、自作地から近く通作利便であり、〇〇の耕作農地を拡大したい意向から、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。

また、当該〇〇から提出された農業経営実施計画書によりますと、当該〇〇が〇〇する

〇〇〇の〇〇となる〇〇〇〇用デントコーンの栽培を計画しており、5年後の生産量は3,810トンを目指しております。

については、農業経営実施計画書の内容においても適正であると判断されることから、賃借権設定後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長　日程第2　議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは9ページから10ページで、整理番号は1番から5番です。

権利の内容は売買による所有権移転で、農地区分は第1種農地となります。不許可例外事由Bの農業振興上、必要な高い施設と判断しました。

整理番号2番、3番及び4番は譲受人が同一のため、一括して説明いたします。

転用目的は〇〇〇〇用地で、既存施設の集約及び規模拡大を目的とした計画です。

権利の内容は所有権の移転になります。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地でありますので、第2種農地と判断しました

続きまして、10ページ、整理番号5番になります。

転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転によるものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地でありますので、第2種農地と判断しました。

以上、5件になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長、飯森 孝委員。

13番飯森委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は5件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、4番 相馬孝臣委員。

4番相馬委員 整理番号1番について、宮負推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

場所なんですが、○○○○○から○方面に向かいまして、○キロぐらい行った○側に○○○○○がありまして、その○○を○に入る細い信号のない道を○に入って○から○○メートル行ったところを○へ入った○○メートルぐらいのところにあります。

譲受人は、○○に○○のある○○○などを営む○○で、○○○○○○○○○が発生した場合、○を○○するとともに○○○である○や○○などを○○から防ぐため、早急に○○する必要があり、○○○に隣接する申請地を○○○として確保しておくための申請となります。

申請地は現在耕作されておらず、取得後も保全管理のみ行う計画です。

排水は雨水のみで、敷地内で自然浸透処理とします。

なお、申請地は農業振興地域整備計画に指定された農地ですが、既に農業用施設用地への用途変更がなされており、また、○○○○○○○○○の受益地ですが、転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わりにします。

議長 次に、整理番号2番から4番について、16番 菅谷樹雄委員。

16番菅谷委員 整理番号2番から4番について、現地調査等を行った結果を説明します。

同一計画のため、一括して説明します。

場所は、○○の○○○○○○○に○○の○○○○○○○○○があり、その○○メートルの○側になります。

譲受人は〇〇〇において〇〇〇の〇〇〇〇を営んでおり、〇〇〇〇の〇か所に分散している資材置場を1か所にすることで事業の効率化を図りたく、申請地を資材置場、〇〇〇〇〇の用地とするため申請したものです。

申請地に隣接する〇〇は既に取得しており、〇〇〇として使用しております。

申請地では埋立て等は行わず、整地のみで碎石敷きとします。

排水は雨水のみで敷地内で浸透処理します。

また、被害防除対策としてフェンスを設置します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号5番については私の案件でありますので、議事進行の都合上、  
事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局副主幹 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明します。

譲受人は〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では整地のみで、埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで 敷地内で浸透処理とします

また、被災防除対策として境界周囲内側にフェンスを設置します

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

---

### ◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、概要を説明します。

案件につきましては、11ページの整理番号1番と2番になります。

整理番号1番、事業計画は戸建賃貸住宅用地です。

申請地の農地区分は、不許可例外事由Iの集落接続と判断しました。

整理番号2番、事業計画は〇〇〇〇〇用地です。

申請地の農地区分は、不許可例外事由Iの集落接続と判断しました。

以上、2件となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長、飯森 孝委員。

13番飯森委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました香取市農業振興地域整備計画の変更に関する案件は2件であります。

写真及び書類等で審査した結果、整理番号1番と2番は第1種農地相当ではあるが、転用が可能な例外規定に該当すると判断したことから、問題ないとの意見でした。

よって、香取市農政課へ問題なしで意見進達との結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、11番 高松多可史委員でございますが、喉の不調のため、事務局より説明をお願いします。

事務局副主幹 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○○○○○○○○○○○から○方面約○○キロ、○○○○○から○○方面に向かい、○○○○○○○の○○側、○側を進入し約○○メートル進んだ○側にある農地になります。

事業計画者は申請地の隣接地である宅地の所有者であり、休耕地である申請地を有効活用するため、近くに病院や工場もあり、賃貸住宅の需要が見込まれることから、戸建て賃貸住宅4棟を計画したものです。

なお、申請地は○○○○○○○○○○○の受益地ですが、農振除外の同意を得ており、周辺農地への影響もなく、隣接農地所有者の同意も得ております。

事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合の転用計画として特に問題はないと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号2番について、13番 飯森 孝委員。

13番飯森委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明します。

なお、朝日推進委員とも一緒に現場で調査を行いました。

場所は○○○○○より○へ約○○キロぐらい行った先に○○○の○○○があります。その○○○の○に○○があるんですが、その○を○○して○メートルぐらい行った○側になります。

事業計画者は○○在住で○○○○○○○を経営しています。○○の○○○○の増加及び営業規模の拡大により、既存の○○○では手狭となっており、隣接地に用地を確保することにより、より多くの○○の○○が可能となり、○○の確保につながることを考え、申請地の転用を計画したものです。

なお、申請地は○○○○○○○○○○○○○の受益地ですが、農振除外の同意を得ております。周辺農地への影響もなく、隣接農地所有者の同意も得ております。

事業計画、各書類とも適切であると思われることから、農振除外がなされた場合の転用計画として特に問題はないと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号についての意見は、問題なしとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号についての意見は、問題なしとすることに決定いたします。

---

#### ◎日程第4 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、通知件数は22件になります。

---

#### ◎日程第5 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農地法第3条の3、相続等による権利移動の届出について、届出件数は13件です。

---

#### ◎日程第6 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知について、認可件数は33件であります。

以上、報告いたします。

---

#### ◎閉会

議長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時45分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議長

署名人

署名人